(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4 年 6月 29日

静岡県知事 川勝 平太

殿

提出者

住 所 静岡県磐田市東貝塚1578番地

氏 名 NTN株式会社 磐田製作所

磐田製作所長 賀茂 邦男

電話番号 0538-37-8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 NT		NΤ	`N株式会社 磐田製作所		
	事業場の所在地	静岡	引県磐田市東貝塚1578番地 1		
	計画期間	令和	14年4月1日 ~ 令和5年3月31日		
当計	亥事業場において現に行·	って	いる事業に関する事項		
	①事業の種類		はん用機械器具製造業		
	②事業の規模		製品売上高 71,166百万円(2022年度3月期)		
③従業員数			2, 289人 (2022年3月現在)		
	④ 特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程		別紙 1 参照		

(日本産業規格 A列4番)

特別	寺別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)						
	別紙2参照						
<u></u>	totale and to the total to the						
特別]管理産業廃棄物の排	出の抑制に関	関する事項				
		【前年度(全	令和 3	年度) 実績】			
		特別管理産業	廃棄物の種類	別紙3参照		別紙3参照	
		排	出 量		t	t	
	①現状	I '	こ実施した取				
		・排出物が特殊の	特別管理産業	廃棄物の対象であ 保管場所、専用容	るか確認	ける。	
		・村官物の>	付家の場合、	体官場別、専用谷	部を用息	、し休官りる。	
		/ p +== 1					
		【目標】					
		特別管理産業	廃棄物の種類	別紙3参照		別紙3参照	
		排	出量		t	t	
			,	ψH)	<u> </u>		
	②計画		する予定の取 舌用検討を進	. ,			
		* 	百用便削を進	<i>ぬ</i> りる。			
特別	 管理産業廃棄物の分	└── ·別に関する『	 事項				
				産業廃棄物の種類	及び分別	 [に関する取組]	
		決められた	た保管場所に	専用容器等にて保	管する。	,	
	①現状	・特に有害の	ひものは施錠	できる場所で管理	する。		
						び分別に関する取組)	
	②計画	・保管管理は	こ問題が無いる場所での保	か定期的に構内巡管管理を継続する。	視を行な	:う。	
			J <i>勿</i> ガ (V) 木	日日生で水水がりつ。)		
		i					

自ら行う特別管理	!産業廃棄物の再生利用に関する!	事項	
	【前年度(令和 3年	丰度)実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組・廃酸を場内排水処理場の		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取約・廃酸の再利用を継続する)		
自ら行う特別管理	 産業廃棄物の中間処理に関する事	事項	
	【前年度(令和 3年度))実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組		
I V			

	産業廃棄物の埋立処分に関する事項	Į.	
	【前年度(令和 3年月	度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)	•	
华川英田玄米岗蚕	物の加田の禾乳に関子で東西		
 	物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和 3年月		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量	別紙3参照 t	別紙3参照 t
	全処理委託量	t	t
①現状	全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への	t t	t t
①現状	全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	t t	t t
①現状	全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量	t t t t t て委託先として選定す 委託先の処理業者への	t t t t t

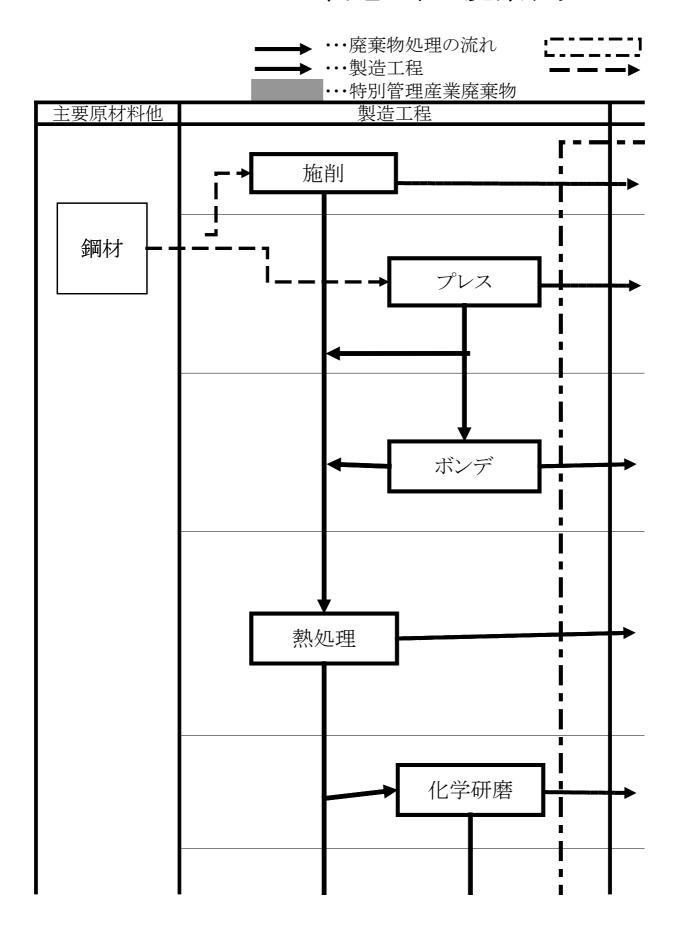
(第5面)

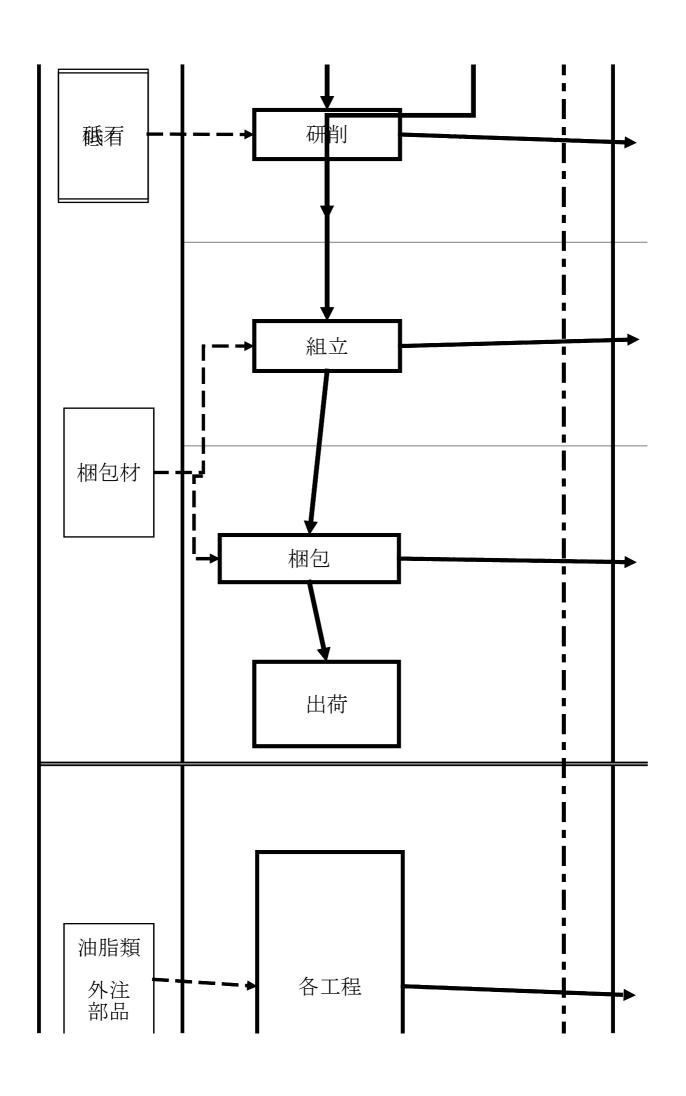
	第5	5 面)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
இங்கர்	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取	 組)	
	・県内の優良認定処理業者も含実施する。		の定期的な実地確認を
	【前年集(令和 3 特別管理産業廃棄物	年度)実績】	
	排出量		
電子情報処理組織の使用	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) (今後実施する予定の取組等)		
に関する事項	・電子マニフェストの運		
※事務処理欄			

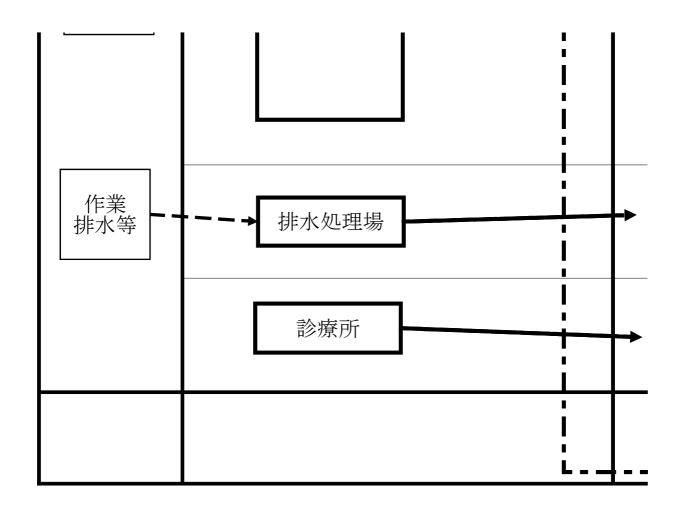
備考

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。 1
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する
- こと。 (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するご
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当4万円の工程を表する者)への処理 委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関す る法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定 熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実 績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき、まま項がおいたませ、「「これでは、 き事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造工程と廃棄物発生・タ







処理フロー図

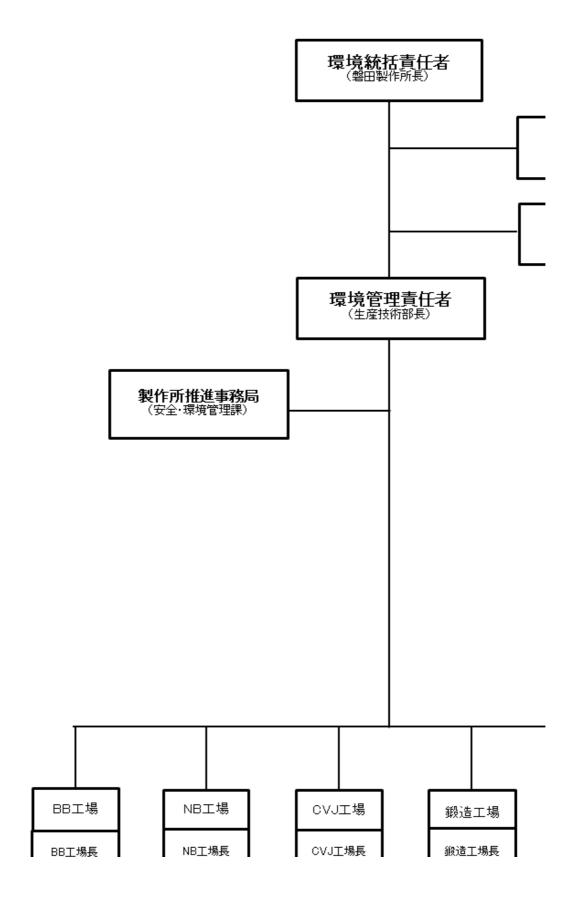
- ・・・委託処分の範囲
- •••投入品

発生する廃棄物	処理内容(中間処理及び最終処分)
廃油	油水分離施設
	焼却施設
汚泥	脱水施設
廃油	油水分離施設
強酸 廃酸	中和
汚泥	天日乾燥施設
	脱水施設
汚泥	焼却施設
廃油	油水分離施設
	破砕施設
がれき類	安定型埋立
汚泥	還元焙焼施設
	<u> </u>
	焼却施設

汚泥	
廃油	天日乾燥施設 ■ 油水分離施設
ガラス・コンクリート	
・陶磁器くず	破砕施設
	焼却施設
廃油	油水分離施設
廃プラスチック類	破砕施設
(発力 ノヘナツク類)	圧縮•梱包施設
	破砕施設
アプラスチック類	圧縮・梱包施設 ■
	溶融固化施設
木くず	破砕施設
	i i
	<u> </u>
引火性廃油	
廃アルカリ	油水分離施設
汚泥	破砕施設
廃油	固形燃料施設 ■
魔プラスチック類	破砕施設 ■
	圧縮・梱包施設

ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	破砕施設
一般ごみ	焼却施設
汚泥	還元焙焼施設
廃油	油水分離施設
感染性廃棄物	焼却施設
高濃度PCB 低濃度PCB	洗浄、分離、分解 焼却

2022年度 磐田事業所 環境管理



品質保証部(品質保証課)

もの造りセンター(生産技術課)

環境推進スタッフ品質保証部合質保証課

環境推進スタッフ品質保証部(品質保証課)もの造りセンター(生産技術課)

環境推進スタッフ品質保証部(品質保証課)もの造りセンター(生産技術課)

組織図

2022年4月末時点

内部環境監査 チーム (内部環境監査員) 環境管理委員会 (事務局長:管理部長) (事務局:安全・環境管理課) 省工ネ・省資源対策委員会 (委員長:磐田製作所長) (事務局長:生産技術部長) 電力・省エネ部会 (電力部会代表:管理部総務課電力係) (省エネ部会代表:エネルギー管理者) 公害防止対策委員会 (委員長: NB 工場長) 環境負荷物質管理 対策委員会 (委員長:品質保証部長) 環境推進スタッフ会議 (議長:安全·環境管理課長) 生技開発 技術·研究 管理部 商品開発研究所 生產技術

管理部長

開発部長

LI

環境推進スタッフ生産技術開発本部

環境推進スタッフ 品質保証部(品質管理課)生産技術部(企画推進課)

別紙3 第2面 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	
①現状	【前年度(令和3年度実績)】	排出量
2計画	【目標(令和4年度)】	排山里

別紙3 第3面 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	が減り対し出口り行が行在性不优米的の行工行がに属する手項				
特別管理産業廃棄物の種類					
	①現状 【前年度(令和3年度)実績】	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	排出量		
	②計画(令和4年度)	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量			

別紙3	第4面、第5面	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

が成り 第7回、第5回 特別自任性未洗未物のだ性の安心に関する事項				
特別管理産業廃棄物の種類				
①現状 【前年度(令和3年度)実績】	①全処理委託量 ①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
②計画 【目標】(令和4年度)	⑩全処理委託量 ⑪優良認定処理業者への処理委託量 ⑪再生利用業者への処理委託量 ⑬認定熱回収業者への処理委託量 ⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	· 排出量 · · ·		

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超 える有害物質を含 む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
91	442	0	0.04	0.00	0
90	452	3	0.05	0.007	0.015

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超 える有害物質を含 む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
0	27.3	0	0	0	0
0	37.2	0	0	0	0

燃えやすい廃油 引火性廃油	強酸(有害) pH2.0以下の廃酸	PCB等	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含みむ)	汚泥(基準値を超える有害物質を含む)	廃油(基準値を超 える有害物質を含 む)
91	415	0	0.04	0.00	0.00
91	415	0	0.04	0.00	0.00
91	415	0	0.04	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00
90	415	3	0.05	0.01	0.01
90	415	3	0.05	0.01	0.01
90	415	3	0.05	0.01	0.01
0	0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0.00	0.00	0.00

(トン)

ph12.5以上の 廃アルカリ	感染性廃棄物	合計
0.29	0	533
0.097	0.027	546

(トン)

ph12.5以上の廃ア ルカリ	感染性廃棄物	合計
0	0	27.3
0	0	37.2

(トン)

		<u> (ドン)</u>
ph12.5以上の廃ア ルカリ	感染性廃棄物	合計
0.29	0.00	506
0.29	0.00	506
0.29	0.00	506
0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00
0.10	0.03	509
0.10	0.03	509
0.10	0.00	509
0.00	0.00	0.00
0.00	0.03	0.03